

該当する書類番号を
クリックしてください

【添付書類フロー】

申請対象者	増加理由	異動届提出時の状況		添付書類参照先	
子ども	出生	被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っている	被保険者と申請対象者は同居している	添付書類（子ども1）	
			被保険者と申請対象者は別居している	添付書類（子ども2）	
		被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っていない	被保険者と申請対象者は同居している	添付書類（子ども3）	
			被保険者と申請対象者は別居している	添付書類（子ども4）	
	離職	被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っている	被保険者と申請対象者は同居している	申請対象者は雇用保険受給予定	添付書類（子ども5）
				申請対象者は雇用保険受給資格なし 雇用保険受給放棄 雇用保険受給延長中	添付書類（子ども6）
				申請対象者は雇用保険未加入	添付書類（子ども7）
				申請対象者は雇用保険受給中 (基本日額3,611円以下)	添付書類（子ども8）
			被保険者と申請対象者は別居している	申請対象者は雇用保険受給予定	添付書類（子ども9）
				申請対象者は雇用保険受給資格なし 雇用保険受給放棄 雇用保険受給延長中	添付書類（子ども10）
				申請対象者は雇用保険未加入	添付書類（子ども11）
				申請対象者は雇用保険受給中 (基本日額3,611円以下)	添付書類（子ども12）
		被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っていない	被保険者と申請対象者は同居している	申請対象者は雇用保険受給予定	添付書類（子ども13）
				申請対象者は雇用保険受給資格なし 雇用保険受給放棄 雇用保険受給延長中	添付書類（子ども14）
				申請対象者は雇用保険未加入	添付書類（子ども15）
				申請対象者は雇用保険受給中 (基本日額3,611円以下)	添付書類（子ども16）
			被保険者と申請対象者は別居している	申請対象者は雇用保険受給予定	添付書類（子ども17）
				申請対象者は雇用保険受給資格なし 雇用保険受給放棄 雇用保険受給延長中	添付書類（子ども18）
				申請対象者は雇用保険未加入	添付書類（子ども19）
				申請対象者は雇用保険受給中 (基本日額3,611円以下)	添付書類（子ども20）

申請対象者	増加理由	異動届提出時の状況		添付書類参照先		
子ども	勤務先変更による 収入減少	被保険者の配偶者が 健康保険の 扶養に入っている	被保険者と申請対象者は同居している	添付書類（子ども21）		
			被保険者と申請対象者は別居している	添付書類（子ども22）		
		被保険者の配偶者が 健康保険の 扶養に入っていない	被保険者と申請対象者は同居している	添付書類（子ども23）		
			被保険者と申請対象者は別居している	添付書類（子ども24）		
	同一勤務先での 契約変更による 収入減少	被保険者の配偶者が 健康保険の 扶養に入っている	被保険者と申請対象者は同居している	添付書類（子ども25）		
			被保険者と申請対象者は別居している	添付書類（子ども26）		
		被保険者の配偶者が 健康保険の 扶養に入っていない	被保険者と申請対象者は同居している	添付書類（子ども27）		
			被保険者と申請対象者は別居している	添付書類（子ども28）		
	雇用保険 受給終了	被保険者の配偶者が 健康保険の 扶養に入っている	被保険者と申請対象者は 同居している	申請対象者は 雇用保険受給終了後 収入がある	添付書類（子ども29）	
				申請対象者は 雇用保険受給終了後 収入がない（無収入）	添付書類（子ども30）	
			被保険者と申請対象者は 別居している	申請対象者は 雇用保険受給終了後 収入がある	添付書類（子ども31）	
				申請対象者は 雇用保険受給終了後 収入がない（無収入）	添付書類（子ども32）	
		被保険者の配偶者が 健康保険の 扶養に入っていない	被保険者と申請対象者は 同居している	申請対象者は 雇用保険受給終了後 収入がある	添付書類（子ども33）	
				申請対象者は 雇用保険受給終了後 収入がない（無収入）	添付書類（子ども34）	
			被保険者と申請対象者は 別居している	申請対象者は 雇用保険受給終了後 収入がある	添付書類（子ども35）	
				申請対象者は 雇用保険受給終了後 収入がない（無収入）	添付書類（子ども36）	
		扶養異動 (配偶者との 収入逆転)	被保険者と申請対象者は 同居している	申請対象者は16歳以上	申請対象者は収入がある	添付書類（子ども37）
					申請対象者は収入がない	添付書類（子ども38）
				申請対象者は16歳未満		添付書類（子ども39）
			被保険者と申請対象者は 別居している	申請対象者は16歳以上	申請対象者は収入がある	添付書類（子ども40）
申請対象者は収入がない	添付書類（子ども41）					
申請対象者は16歳未満				添付書類（子ども42）		

申請対象者	増加理由	異動届提出時の状況		添付書類参照先	
子ども	扶養異動 (離婚)	被保険者と申請対象者は 同居している	申請対象者は16歳以上	申請対象者は収入がある	添付書類(子ども43)
				申請対象者は収入がない	添付書類(子ども44)
			申請対象者は16歳未満		添付書類(子ども45)
		被保険者と申請対象者は 別居している	申請対象者は16歳以上	申請対象者は収入がある	添付書類(子ども46)
				申請対象者は収入がない	添付書類(子ども47)
			申請対象者は16歳未満		添付書類(子ども48)

扶養認定添付書類一覧（申請対象者：子ども）

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
子ども1	出生	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っている 被保険者と申請対象者は同居している 	<p>●世帯全員の住民票（本書）</p> <p>※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの</p> <p>※取得に時間がかかる場合は、出生届の父母の名前、子の名前および医療機関の証明がある部分（写）または母子手帳の出生届済証明書の父母の名前、子の名前および自治体の証明がある部分（写）を提出し、後日世帯全員の住民票（本書）を提出</p> <p>※住民票で被保険者からみた申請対象者の続柄が確認できない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出</p>
子ども2	出生	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っている 被保険者と申請対象者は別居している 	<p>●被保険者および申請対象者の世帯全員の住民票（本書）</p> <p>※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの</p> <p>※取得に時間がかかる場合は、出生届の父母の名前、子の名前および医療機関の証明がある部分（写）または母子手帳の出生届済証明書の父母の名前、子の名前および自治体の証明がある部分（写）を提出し、後日世帯全員の住民票（本書）を提出</p> <p>●戸籍謄本（本書）</p> <p>※3か月以内に交付されたもの</p> <p>※取得に時間がかかる場合は、出生届の父母の名前、子の名前および医療機関の証明がある部分（写）または母子手帳の出生届済証明書の父母の名前、子の名前および自治体の証明がある部分（写）を提出し、後日戸籍謄本（本書）を提出</p>
子ども3	出生	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っていない 被保険者と申請対象者は同居している 	<p>●世帯全員の住民票（本書）</p> <p>※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの</p> <p>※取得に時間がかかる場合は、出生届の父母の名前、子の名前および医療機関の証明がある部分（写）または母子手帳の出生届済証明書の父母の名前、子の名前および自治体の証明がある部分（写）を提出し、後日世帯全員の住民票（本書）を提出</p> <p>※住民票で被保険者からみた申請対象者の続柄が確認できない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出</p> <p>●被保険者と配偶者の今後1年間の収入見込み額が確認できる書類（写）</p> <p>※前年と同額程度が見込まれる場合は前年の源泉徴収票</p> <p>前年から状況が変更となっている場合については、変更後1年間の収入見込み額が確認できる書類</p>
子ども4	出生	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っていない 被保険者と申請対象者は別居している 	<p>●被保険者および申請対象者の世帯全員の住民票（本書）</p> <p>※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの</p> <p>※取得に時間がかかる場合は、出生届の父母の名前、子の名前および医療機関の証明がある部分（写）または母子手帳の出生届済証明書の父母の名前、子の名前および自治体の証明がある部分（写）を提出し、後日世帯全員の住民票（本書）を提出</p> <p>●戸籍謄本（本書）</p> <p>※3か月以内に交付されたもの</p> <p>※取得に時間がかかる場合は、出生届の父母の名前、子の名前および医療機関の証明がある部分（写）または母子手帳の出生届済証明書の父母の名前、子の名前および自治体の証明がある部分（写）を提出し、後日戸籍謄本（本書）を提出</p> <p>●被保険者と配偶者の今後1年間の収入見込み額が確認できる書類（写）</p> <p>※前年と同額程度が見込まれる場合は前年の源泉徴収票</p> <p>前年から状況が変更となっている場合については、変更後1年間の収入見込み額が確認できる書類</p>

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
子ども5	離職	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っている 被保険者と申請対象者は同居している 申請対象者は雇用保険（失業給付）受給予定 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ※住民票で被保険者からみた申請対象者の続柄が確認できない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出 ●離職票1、2（写） ※取得に時間がかかる場合は、離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書等の写）を提出し、後日離職票1、2（写）を提出 ※1年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要 ・失業給付を受給していない場合…離職票1、2（本書） ・失業給付を受給した場合…雇用保険受給資格者証（本書） ・雇用保険に加入していない場合…雇用証明書（本書） ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載） ●ハローワークにて手続き後、雇用保険受給資格者証（両面写） ※手続きが終了していない場合は後日提出 ●年金収入がある場合は年金振込通知書（写） ●その他収入がある場合は今後1年間の収入見込み額が確認できる書類 ※基本日額3,612円以上の失業給付を受給する場合、受給開始日から扶養減少する手続きが必要です。
子ども6	離職	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っている 被保険者と申請対象者は同居している 申請対象者は雇用保険（失業給付）受給資格なし/受給放棄/受給延長中 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ※住民票で被保険者からみた申請対象者の続柄が確認できない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出 ●離職票1、2（本書） ※取得に時間がかかる場合は、離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書等の写）を提出し、後日離職票1、2（本書）を提出 ※1年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要 ・失業給付を受給していない場合…離職票1、2（本書） ・失業給付を受給した場合…雇用保険受給資格者証（本書） ・雇用保険に加入していない場合…雇用証明書（本書） ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載） ※受給延長の場合はハローワークにて延長手続き後の離職票の本書を提出（手続終了後受給延長のゴム印が押されたもの） ●年金収入がある場合は年金振込通知書（写） ●その他収入がある場合は今度1年間の収入見込み額が確認できる書類
子ども7	離職	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っている 被保険者と申請対象者は同居している 申請対象者は雇用保険未加入 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ※住民票で被保険者からみた申請対象者の続柄が確認できない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出 ●雇用証明書（本書） ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載） ※取得に時間がかかる場合は、離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書等の写）を提出し、後日雇用証明書（本書）を提出 ※1年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要 ・失業給付を受給していない場合…離職票1、2（本書） ・失業給付を受給した場合…雇用保険受給資格者証（本書） ・雇用保険に加入していない場合…雇用証明書（本書） ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載） ●年金収入がある場合は年金振込通知書（写） ●その他収入がある場合は今後1年間の収入見込み額が確認できる書類

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
子ども8	離職	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っている 被保険者と申請対象者は同居している 申請対象者は雇用保険（失業給付）受給中 【基本日額3,611円以下】	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ※住民票で被保険者からみた申請対象者の続柄が確認できない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出 ●雇用保険受給資格者証（写） ※1年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要 <ul style="list-style-type: none"> ・失業給付を受給していない場合…離職票1、2（本書） ・失業給付を受給した場合…雇用保険受給資格者証（本書） ・雇用保険に加入していない場合…雇用証明書（本書） ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載） ●年金収入がある場合は年金振込通知書（写） ●その他収入がある場合は今後1年間の収入見込み額が確認できる書類
子ども9	離職	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っている 被保険者と申請対象者は別居している 申請対象者は雇用保険（失業給付）受給予定 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●被保険者および申請対象者の世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ●戸籍謄本（本書） ※3か月以内に交付されたもの ●離職票1、2（写） ※取得に時間がかかる場合は、離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書等の写）を提出し、後日離職票1、2（写）を提出 ※1年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要 <ul style="list-style-type: none"> ・失業給付を受給していない場合…離職票1、2（本書） ・失業給付を受給した場合…雇用保険受給資格者証（本書） ・雇用保険に加入していない場合…雇用証明書（本書） ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載） ●ハローワークにて手続き後、雇用保険受給資格者証（両面写） ※手続きが終了していない場合は後日提出 ●申請対象者に送金していることが確認できる振り込み明細書等の証明書（写）直近実績6か月分 ※申請時に6か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出 ●年金収入がある場合は年金振込通知書（写） ●その他収入がある場合は今後1年間の収入見込み額が確認できる書類 ※基本日額3,612円以上の失業給付を受給する場合、受給開始日から扶養減少する手続きが必要です。

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
子ども10	離職	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っている 被保険者と申請対象者は別居している 申請対象者は雇用保険（失業給付）受給資格なし/受給放棄/受給延長中 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●被保険者および申請対象者の世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ●戸籍謄本（本書） ※3か月以内に交付されたもの ●離職票1、2（本書） ※取得に時間がかかる場合は、離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書等の写）を提出し、後日離職票1、2（本書）を提出 ※1年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要 <ul style="list-style-type: none"> ・失業給付を受給していない場合…離職票1、2（本書） ・失業給付を受給した場合…雇用保険受給資格者証（本書） ・雇用保険に加入していない場合…雇用証明書（本書） ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載） ※受給延長の場合はハローワークにて延長手続き後の離職票の本書を提出（手続終了後受給延長のゴム印が押されたもの） ●申請対象者に送金していることが確認できる振り込み明細書等の証明書（写）直近実績6か月分 ※申請時に6か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出 ●年金収入がある場合は年金振込通知書（写） ●その他収入がある場合は今後1年間の収入見込み額が確認できる書類
子ども11	離職	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っている 被保険者と申請対象者は別居している 申請対象者は雇用保険未加入 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●被保険者および申請対象者の世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ●戸籍謄本（本書） ※3か月以内に交付されたもの ●雇用証明書（本書） ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載） ※取得に時間がかかる場合は、離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書等の写）を提出し、後日雇用証明書（本書）を提出 ※1年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要 <ul style="list-style-type: none"> ・失業給付を受給していない場合…離職票1、2（本書） ・失業給付を受給した場合…雇用保険受給資格者証（本書） ・雇用保険に加入していない場合…雇用証明書（本書） ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載） ●申請対象者に送金していることが確認できる振り込み明細書等の証明書（写）直近実績6か月分 ※申請時に6か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出 ●年金収入がある場合は年金振込通知書（写） ●その他収入がある場合は今後1年間の収入見込み額が確認できる書類

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
子ども12	離職	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っている 被保険者と申請対象者は別居している 申請対象者は雇用保険（失業給付）受給中 <p>【基本日額3,611円以下】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●被保険者および申請対象者の世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ●戸籍謄本（本書） ※3か月以内に交付されたもの ●雇用保険受給資格者証（写） ※1年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要 <ul style="list-style-type: none"> ・失業給付を受給していない場合…離職票1、2（本書） ・失業給付を受給した場合…雇用保険受給資格者証（本書） ・雇用保険に加入していない場合…雇用証明書（本書） ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載） ●申請対象者に送金していることが確認できる振り込み明細書等の証明書（写）直近実績6か月分 ※申請時に6か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出 ●年金収入がある場合は年金振込通知書（写） ●その他収入がある場合は今後1年間の収入見込み額が確認できる書類
子ども13	離職	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っていない 被保険者と申請対象者は同居している 申請対象者は雇用保険（失業給付）受給予定 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ※住民票で被保険者からみた申請対象者の続柄が確認できない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出 ●離職票1、2（写） ※取得に時間がかかる場合は、離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書等の写）を提出し、後日離職票1、2（写）を提出 ※1年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要 <ul style="list-style-type: none"> ・失業給付を受給していない場合…離職票1、2（本書） ・失業給付を受給した場合…雇用保険受給資格者証（本書） ・雇用保険に加入していない場合…雇用証明書（本書） ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載） ●ハローワークにて手続き後、雇用保険受給資格者証（両面写） ※手続きが終了していない場合は後日提出 ●被保険者と配偶者の今後1年間の収入見込み額が確認できる書類（写） ※前年と同額程度が見込まれる場合は前年の源泉徴収票、前年から状況が変更となっている場合については、変更後1年間の収入見込み額が確認できる書類 ●年金収入がある場合は年金振込通知書（写） ●その他収入がある場合は今後1年間の収入見込み額が確認できる書類 <p>※基本日額3,612円以上の失業給付を受給する場合、受給開始日から扶養減少する手続きが必要です。</p>

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
子ども14	離職	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っていない ・被保険者と申請対象者は同居している ・申請対象者は雇用保険（失業給付）受給資格なし/ 受給放棄/受給延長中 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ※住民票で被保険者からみた申請対象者の続柄が確認できない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出 ●離職票 1、2（本書） ※取得に時間がかかる場合は、離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書等の写）を提出し、後日離職票 1、2（本書）を提出 ※1年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要 <ul style="list-style-type: none"> ・失業給付を受給していない場合…離職票 1、2（本書） ・失業給付を受給した場合…雇用保険受給資格者証（本書） ・雇用保険に加入していない場合…雇用証明書（本書） ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載） ※受給延長の場合はハローワークにて延長手続き後の離職票の本書を提出（手続終了後受給延長のゴム印が押されたもの） ●被保険者と配偶者の今後1年間の収入見込み額が確認できる書類（写） ※前年と同額程度が見込まれる場合は前年の源泉徴収票 前年から状況が変更となっている場合については、変更後1年間の収入見込み額が確認できる書類 ●年金収入がある場合は年金振込通知書（写） ●その他収入がある場合は今後1年間の収入見込み額が確認できる書類
子ども15	離職	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っていない ・被保険者と申請対象者は同居している ・申請対象者は雇用保険未加入 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ※住民票で被保険者からみた申請対象者の続柄が確認できない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出 ●雇用証明書（本書） ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載） ※取得に時間がかかる場合は、離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書等の写）を提出し、後日雇用証明書（本書）を提出 ※1年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要 <ul style="list-style-type: none"> ・失業給付を受給していない場合…離職票 1、2（本書） ・失業給付を受給した場合…雇用保険受給資格者証（本書） ・雇用保険に加入していない場合…雇用証明書（本書） ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載） ●被保険者と配偶者の今後1年間の収入見込み額が確認できる書類（写） ※前年と同額程度が見込まれる場合は前年の源泉徴収票、前年から状況が変更となっている場合については、変更後1年間の収入見込み額が確認できる書類 ●年金収入がある場合は年金振込通知書（写） ●その他収入がある場合は今後1年間の収入見込み額が確認できる書類

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
子ども16	離職	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っていない 被保険者と申請対象者は同居している 申請対象者は雇用保険（失業保険）受給中 <p>【基本日額3,611円以下】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ※住民票で被保険者からみた申請対象者の続柄が確認できない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出 ●雇用保険受給資格者証（写） ※1年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要 <ul style="list-style-type: none"> ・失業給付を受給していない場合…離職票1、2（本書） ・失業給付を受給した場合…雇用保険受給資格者証（本書） ・雇用保険に加入していない場合…雇用証明書（本書） ●被保険者と配偶者の今後1年間の収入見込み額が確認できる書類（写） ※前年と同額程度が見込まれる場合は前年の源泉徴収票、前年から状況が変更となっている場合については、変更後1年間の収入見込み額が確認できる書類 ●年金収入がある場合は年金振込通知書（写） ●その他収入がある場合は今後1年間の収入見込み額が確認できる書類
子ども17	離職	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っていない 被保険者と申請対象者は別居している 申請対象者は雇用保険（失業給付）受給予定 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●被保険者および申請対象者の世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ●戸籍謄本（本書） ※3か月以内に交付されたもの ●離職票1、2（写） ※取得に時間がかかる場合は、離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書等の写）を提出し、後日離職票1、2（写）を提出 ※1年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要 <ul style="list-style-type: none"> ・失業給付を受給していない場合…離職票1、2（本書） ・失業給付を受給した場合…雇用保険受給資格者証（本書） ・雇用保険に加入していない場合…雇用証明書（本書） ●ハローワークにて手続き後、雇用保険受給資格者証（両面写） ※手続きが終了していない場合は後日提出 ●被保険者と配偶者の今後1年間の収入見込み額が確認できる書類（写） ※前年と同額程度が見込まれる場合は前年の源泉徴収票、前年から状況が変更となっている場合については、変更後1年間の収入見込み額が確認できる書類 ●申請対象者に送金していることが確認できる振り込み明細書等の証明書（写）直近実績6か月分 ※申請時に6か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出 ●年金収入がある場合は年金振込通知書（写） ●その他収入がある場合は今後1年間の収入見込み額が確認できる書類 <p>※基本日額3,612円以上の失業給付を受給する場合、受給開始日から扶養減少する手続きが必要です。</p>

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
子ども18	離職	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っていない ・被保険者と申請対象者は別居している ・申請対象者は雇用保険（失業給付）受給資格なし/受給放棄/受給延長中 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●被保険者および申請対象者の世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ●戸籍謄本（本書） ※3か月以内に交付されたもの ●離職票1、2（本書） ※取得に時間がかかる場合は、離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書等の写）を提出し、後日離職票1、2（本書）を提出 ※1年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要 ・失業給付を受給していない場合…離職票1、2（本書） ・失業給付を受給した場合…雇用保険受給資格者証（本書） ・雇用保険に加入していない場合…雇用証明書（本書） ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載） ※受給延長の場合はハローワークにて延長手続き後の離職票の本書を提出（手続終了後受給延長のゴム印が押されたもの） ●被保険者と配偶者の今後1年間の収入見込み額が確認できる書類（写） ※前年と同額程度が見込まれる場合は前年の源泉徴収票、前年から状況が変更となっている場合については、変更後1年間の収入見込み額が確認できる書類 ●申請対象者に送金していることが確認できる振り込み明細書等の証明書（写）直近実績6か月分 ※申請時に6か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出 ●年金収入がある場合は年金振込通知書（写） ●その他収入がある場合は今後1年間の収入見込み額が確認できる書類
子ども19	離職	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っていない ・被保険者と申請対象者は別居している ・申請対象者は雇用保険未加入 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●被保険者および申請対象者の世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ●戸籍謄本（本書） ※3か月以内に交付されたもの ●雇用証明書（本書） ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載） ※取得に時間がかかる場合は、離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書等の写）を提出し、雇用証明書（本書）を提出 ※1年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要 ・失業給付を受給していない場合…離職票1、2（本書） ・失業給付を受給した場合…雇用保険受給資格者証（本書） ・雇用保険に加入していない場合…雇用証明書（本書） ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載） ●被保険者と配偶者の今後1年間の収入見込み額が確認できる書類（写） ※前年と同額程度が見込まれる場合は前年の源泉徴収票、前年から状況が変更となっている場合については、変更後1年間の見込収入が確認できる書類 ●申請対象者に送金していることが確認できる振り込み明細書等の証明書（写）直近実績6か月分 ※申請時に6か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出 ●年金収入がある場合は年金振込通知書（写） ●その他収入がある場合は今後1年間の収入見込み額が確認できる書類

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
子ども20	離職	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っていない 被保険者と申請対象者は別居している 申請対象者は雇用保険（失業給付）受給中 【基本日額3,611円以下】	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●被保険者および申請対象者の世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ●戸籍謄本（本書） ※3か月以内に交付されたもの ●雇用保険受給資格者証（写） ※1年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要 <ul style="list-style-type: none"> ・失業給付を受給していない場合…離職票1、2（本書） ・失業給付を受給した場合…雇用保険受給資格者証（本書） ・雇用保険に加入していない場合…雇用証明書（本書） ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載） ●被保険者と配偶者の今後1年間の収入見込み額が確認できる書類（写） ※前年と同額程度が見込まれる場合は前年の源泉徴収票、前年から状況が変更となっている場合については、変更後1年間の見込収入が確認できる書類 ●申請対象者に送金していることが確認できる振り込み明細書等の証明書（写）直近実績6か月分 ※申請時に6か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出 ●年金収入がある場合は年金振込通知書（写） ●その他収入がある場合は今後1年間の収入見込み額が確認できる書類
子ども21	勤務先変更による収入減少	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っている 被保険者と申請対象者は同居している 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ※住民票で被保険者からみた申請対象者の続柄が確認できない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出 ●雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）〔現勤務先〕 ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載）の項目を網羅している場合に限り任意様式の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）で提出可 ●雇用保険離職票1、2（本書）または雇用保険受給資格者証（本書）、未加入の場合は退職日のある雇用証明書（本書）〔前勤務先〕 ※1年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要 <ul style="list-style-type: none"> ・失業給付を受給していない場合…離職票1、2（本書） ・失業給付を受給した場合…雇用保険受給資格者証（本書） ・雇用保険に加入していない場合…雇用証明書（本書） ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載）

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
子ども22	勤務先変更による 収入減少	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っている ・被保険者と申請対象者は別居している 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●被保険者および申請対象者の世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ●戸籍謄本（本書） ※3か月以内に交付されたもの ●雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）〔現勤務先〕 ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載）の項目を網羅している場合に限り任意様式の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）で提出可 ●雇用保険離職票1、2（本書）または雇用保険受給資格者証（本書）、未加入の場合は退職日のある雇用証明書（本書）〔前勤務先〕 ※1年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要 <ul style="list-style-type: none"> ・失業給付を受給していない場合…離職票1、2（本書） ・失業給付を受給した場合…雇用保険受給資格者証（本書） ・雇用保険に加入していない場合…雇用証明書（本書） ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載） ●申請対象者に送金していることが確認できる振り込み明細書等の証明書（写）直近実績6か月分 ※申請時に6か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出
子ども23	勤務先変更による 収入減少	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っていない ・被保険者と申請対象者は同居している 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ※住民票で被保険者からみた申請対象者の続柄が確認できない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出 ●雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）〔現勤務先〕 ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載）の項目を網羅している場合に限り任意様式の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）で提出可 ●雇用保険離職票1、2（本書）または雇用保険受給資格者証（本書）、未加入の場合は退職日のある雇用証明書（本書）〔前勤務先〕 ※1年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要 <ul style="list-style-type: none"> ・失業給付を受給していない場合…離職票1、2（本書） ・失業給付を受給した場合…雇用保険受給資格者証（本書） ・雇用保険に加入していない場合…雇用証明書（本書） ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載） ●被保険者と配偶者の今後1年間の収入見込み額が確認できる書類（写） ※前年と同額程度が見込まれる場合は前年の源泉徴収票、前年から状況が変更となっている場合については、変更後1年間の収入見込み額が確認できる書類

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
子ども24	勤務先変更による 収入減少	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っていない ・被保険者と申請対象者は別居している 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●被保険者および申請対象者の世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ●戸籍謄本（本書） ※3か月以内に交付されたもの ●雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）〔現勤務先〕 ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載）の項目を網羅している場合に限り任意様式の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）で提出可 ●雇用保険離職票1、2（本書）または雇用保険受給資格者証（本書）、未加入の場合は退職日のある雇用証明書（本書）〔前勤務先〕 ※1年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要 <ul style="list-style-type: none"> ・失業給付を受給していない場合…離職票1、2（本書） ・失業給付を受給した場合…雇用保険受給資格者証（本書） ・雇用保険に加入していない場合…雇用証明書（本書） ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載） ●被保険者と配偶者の今後1年間の収入見込み額が確認できる書類（写） ※前年と同程度が見込まれる場合は前年の源泉徴収票 前年から状況が変更となっている場合については、変更後1年間の収入見込み額が確認できる書類 ●申請対象者に送金していることが確認できる振り込み明細書等の証明書（写）直近実績6か月分 ※申請時に6か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出
子ども25	同一勤務先での 契約変更による 収入減少	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っている ・被保険者と申請対象者は同居している 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ※住民票で被保険者からみた申請対象者の続柄が確認できない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出 ●雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）〔変更後〕 ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載）の項目を網羅している場合に限り任意様式の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）で提出可 ●離職票1、2（本書） ※契約変更により雇用保険の資格が喪失した場合のみ
子ども26	同一勤務先での 契約変更による 収入減少	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っている ・被保険者と申請対象者は別居している 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●被保険者および申請対象者の世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ●戸籍謄本（本書） ※3か月以内に交付されたもの ●雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）〔変更後〕 ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載）の項目を網羅している場合に限り任意様式の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）で提出可 ●離職票1、2（本書） ※契約変更により雇用保険の資格が喪失した場合のみ ●申請対象者に送金していることが確認できる振り込み明細書等の証明書（写）直近実績6か月分 ※申請時に6か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
子ども27	同一勤務先での契約変更による収入減少	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っていない 被保険者と申請対象者は同居している 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ※住民票で被保険者からみた申請対象者の続柄が確認できない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出 ●雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）〔変更後〕 ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載）の項目を網羅している場合に限り任意様式の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）で提出可 ●離職票 1、2（本書） ※契約変更により雇用保険の資格が喪失した場合のみ ●被保険者と配偶者の今後1年間の収入見込み額が確認できる書類（写） ※前年と同額程度が見込まれる場合は前年の源泉徴収票、前年から状況が変更となっている場合については、変更後1年間の収入見込み額が確認できる書類
子ども28	同一勤務先での契約変更による収入減少	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っていない 被保険者と申請対象者は別居している 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●被保険者および申請対象者の世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ●戸籍謄本（本書） ※3か月以内に交付されたもの ●雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）〔変更後〕 ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載）の項目を網羅している場合に限り任意様式の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）で提出可 ●離職票 1、2（本書） ※契約変更により雇用保険の資格が喪失した場合のみ ●申請対象者に送金していることが確認できる振り込み明細書等の証明書（写）直近実績6か月分 ※申請時に6か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出 ●被保険者と配偶者の今後1年間の収入見込み額が確認できる書類（写） ※前年と同額程度が見込まれる場合は前年の源泉徴収票、前年から状況が変更となっている場合については、変更後1年間の収入見込み額が確認できる書類
子ども29	雇用保険受給終了	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っている 被保険者と申請対象者は同居している 申請対象者は雇用保険受給終了後収入がある 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ※住民票で被保険者からみた申請対象者の続柄が確認できない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出 ●雇用保険受給資格者証（本書） ※受給終了前に手続する場合は、受給資格者証（両面写）を提出し、受給終了後に本書を提出 ●雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）〔現勤務先〕 ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載）の項目を網羅している場合に限り任意様式の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）で提出可
子ども30	雇用保険受給終了	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っている 被保険者と申請対象者は同居している 申請対象者は雇用保険受給終了後収入がない 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ※住民票で被保険者からみた申請対象者の続柄が確認できない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出 ●雇用保険受給資格者証（本書） ※受給終了前に手続する場合は、受給資格者証（両面写）を提出し、受給終了後に本書を提出

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
子ども31	雇用保険受給終了	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っている 被保険者と申請対象者は別居している 申請対象者は雇用保険受給終了後収入がある 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●被保険者および申請対象者の世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ●戸籍謄本（本書） ※3か月以内に交付されたもの ●雇用保険受給資格者証（本書） ※受給終了前に手続する場合は、受給資格者証（両面写）を提出し、受給終了後に本書を提出 ●雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）〔現勤務先〕 ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載）の項目を網羅している場合に限り任意様式の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）で提出可 ●申請対象者に送金していることが確認できる振り込み明細書等の証明書（写）直近実績6か月分 ※申請時に6か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出
子ども32	雇用保険受給終了	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っている 被保険者と申請対象者は別居している 申請対象者は雇用保険受給終了後収入がない 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●被保険者および申請対象者の世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ●戸籍謄本（本書） ※3か月以内に交付されたもの ●雇用保険受給資格者証（本書） ※受給終了前に手続する場合は、受給資格者証（両面写）を提出し、受給終了後に本書を提出 ●申請対象者に送金していることが確認できる振り込み明細書等の証明書（写）直近実績6か月分 ※申請時に6か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出
子ども33	雇用保険受給終了	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っていない 被保険者と申請対象者は同居している 申請対象者は雇用保険受給終了後収入がある 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ※住民票で被保険者からみた申請対象者の続柄が確認できない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出 ●雇用保険受給資格者証（本書） ※受給終了前に手続する場合は、受給資格者証（両面写）を提出し、受給終了後に本書を提出 ●雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）〔現勤務先〕 ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載）の項目を網羅している場合に限り任意様式の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）で提出可 ●被保険者と配偶者の今後1年間の収入見込が確認できる書類（写） ※前年と同額程度が見込まれる場合は前年の源泉徴収票 前年から状況が変更となっている場合については、変更後1年間の見込収入が確認できる書類

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
子ども34	雇用保険受給終了	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っていない 被保険者と申請対象者は同居している 申請対象者は雇用保険受給終了後収入がない 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ※住民票で被保険者からみた申請対象者の続柄が確認できない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出 ●雇用保険受給資格者証（本書） ※受給終了前に手続する場合は、受給資格者証（両面写）を提出し、受給終了後に本書を提出 ●被保険者と配偶者の今後1年間の収入見込が確認できる書類（写） ※前年と同額程度が見込まれる場合は前年の源泉徴収票 前年から状況が変更となっている場合については、変更後1年間の見込収入が確認できる書類
子ども35	雇用保険受給終了	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っていない 被保険者と申請対象者は別居している 申請対象者は雇用保険受給終了後収入がある 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●被保険者および申請対象者の世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ●戸籍謄本（本書） ※3か月以内に交付されたもの ●雇用保険受給資格者証（本書） ※受給終了前に手続する場合は、受給資格者証（両面写）を提出し、受給終了後に本書を提出 ●雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）〔現勤務先〕 ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載）の項目を網羅している場合に限り任意様式の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）で提出可 ●被保険者と配偶者の今後1年間の収入見込が確認できる書類（写） ※前年と同額程度が見込まれる場合は前年の源泉徴収票 前年から状況が変更となっている場合については、変更後1年間の収入見込が確認できる書類 ●申請対象者に送金していることが確認できる振り込み明細書等の証明書（写）直近実績6か月分 ※申請時に6か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出
子ども36	雇用保険受給終了	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っていない 被保険者と申請対象者は別居している 申請対象者は雇用保険受給終了後収入がない 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●被保険者および申請対象者の世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ●戸籍謄本（本書） ※3か月以内に交付されたもの ●雇用保険受給資格者証（本書） ※受給終了前に手続する場合は、受給資格者証（両面写）を提出し、受給終了後に本書を提出 ●被保険者と配偶者の今後1年間の収入見込が確認できる書類（写） ※前年と同額程度が見込まれる場合は前年の源泉徴収票 前年から状況が変更となっている場合については、変更後1年間の収入見込が確認できる書類 ●申請対象者に送金していることが確認できる振り込み明細書等の証明書（写）直近実績6か月分 ※申請時に6か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
子ども37	扶養異動 (配偶者との 収入が逆転)	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者と申請対象者は同居している 申請対象者は16歳以上 申請対象者は現在収入がある 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ※住民票で被保険者からみた申請対象者の続柄が確認できない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出 ●被保険者と配偶者の今後1年間の収入見込が確認できる書類（写） ※前年と同額程度が見込まれる場合は前年の源泉徴収票 前年から状況が変更となっている場合については、変更後1年間の収入見込が確認できる書類 ●雇用証明書（本書）または雇用契約書（写） ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載）の項目を網羅している場合に限り任意様式の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）で提出可 ●在学証明書（本書） ※学生の場合のみ
子ども38	扶養異動 (配偶者との 収入が逆転)	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者と申請対象者は同居している 申請対象者は16歳以上 申請対象者は現在収入がない 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ※住民票で被保険者からみた申請対象者の続柄が確認できない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出 ●被保険者と配偶者の今後1年間の収入見込が確認できる書類（写） ※前年と同額程度が見込まれる場合は前年の源泉徴収票 前年から状況が変更となっている場合については、変更後1年間の収入見込が確認できる書類 ●所得証明書（本書）、非課税証明書（本書）等無収入であることが確認ができる書類 ※学生の場合は不要 ●在学証明書（本書） ※学生の場合のみ
子ども39	扶養異動 (配偶者との 収入が逆転)	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者と申請対象者は同居している 申請対象者は16歳未満 	<ul style="list-style-type: none"> ●世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ※住民票で被保険者からみた申請対象者の続柄が確認できない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出 ●被保険者と配偶者の今後1年間の収入見込が確認できる書類（写） ※前年と同額程度が見込まれる場合は前年の源泉徴収票 前年から状況が変更となっている場合については、変更後1年間の収入見込が確認できる書類

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
子ども40	扶養異動 (配偶者との 収入が逆転)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者と申請対象者は別居している ・ 申請対象者は16歳以上 ・ 申請対象者は現在収入がある 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●被保険者および申請対象者の世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ●戸籍謄本（本書） ※3か月以内に交付されたもの ●被保険者と配偶者の今後1年間の収入見込が確認できる書類（写） ※前年と同額程度が見込まれる場合は前年の源泉徴収票 前年から状況が変更となっている場合については、変更後1年間の収入見込が確認できる書類 ●雇用証明書（本書）または雇用契約書（写） ※当健保組合所定様式の雇用証明書（HP掲載）の項目を網羅している場合に限り任意様式の雇用証明書（本書）または雇用契約書（写）で提出可 ●在学証明書（本書） ※学生の場合のみ ●申請対象者に送金していることが確認できる振り込み明細書等の証明書（写）直近実績6か月分 ※申請時に6か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出 ※学生の場合は不要
子ども41	扶養異動 (配偶者との 収入が逆転)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者と申請対象者は別居している ・ 申請対象者は16歳以上 ・ 申請対象者は現在収入がない 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●被保険者と申請対象者の世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ●戸籍謄本（本書） ※3か月以内に交付されたもの ●被保険者と配偶者の今後1年間の収入見込が確認できる書類（写） ※前年と同額程度が見込まれる場合は前年の源泉徴収票 前年から状況が変更となっている場合については、変更後1年間の収入見込が確認できる書類 ●所得証明書（本書）、非課税証明書（本書）等無収入であることが確認ができる書類 ※学生の場合は不要 ●在学証明書（本書） ※学生の場合のみ ●申請対象者に送金していることが確認できる振り込み明細書等の証明書（写）直近実績6か月分 ※申請時に6か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出 ※学生の場合は不要
子ども42	扶養異動 (配偶者との 収入が逆転)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者と申請対象者は別居している ・ 申請対象者は16歳未満 	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者と申請対象者の世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ●戸籍謄本（本書） ※3か月以内に交付されたもの ●被保険者と配偶者の今後1年間の収入見込が確認できる書類（写） ※前年と同額程度が見込まれる場合は前年の源泉徴収票 前年から状況が変更となっている場合については、変更後1年間の収入見込が確認できる書類

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
子ども43	扶養異動 (離婚)	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者と申請対象者は同居している 申請対象者は16歳以上 申請対象者は現在収入がある 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●世帯全員の住民票 (本書) ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ●戸籍謄本 (本書) ※3か月以内に交付されたもの ●雇用証明書 (本書) または雇用契約書 (写) ※当健保組合所定様式の雇用証明書 (HP掲載) の項目を網羅している場合に限り任意様式の雇用証明書 (本書) または雇用契約書 (写) で提出可 ●在学証明書 (本書) ※学生の場合のみ
子ども44	扶養異動 (離婚)	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者と申請対象者は同居している 申請対象者は16歳以上 申請対象者は現在収入がない 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●世帯全員の住民票 (本書) ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ●戸籍謄本 (本書) ※3か月以内に交付されたもの ●所得証明書、非課税証明書 (本書) 等無収入であることが確認ができる書類 ※学生の場合は不要 ●在学証明書 (本書) ※学生の場合のみ
子ども45	扶養異動 (離婚)	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者と申請対象者は同居している 申請対象者は16歳未満 	<ul style="list-style-type: none"> ●世帯全員の住民票 (本書) ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ●戸籍謄本 (本書) ※3か月以内に交付されたもの
子ども46	扶養異動 (離婚)	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者と申請対象者は別居している 申請対象者は16歳以上 申請対象者は現在収入がある 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●被保険者と申請対象者の世帯全員の住民票 (本書) ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ●戸籍謄本 (本書) ※3か月以内に交付されたもの ●雇用証明書 (本書) または雇用契約書 (写) ※当健保組合所定様式の雇用証明書 (HP掲載) の項目を網羅している場合に限り任意様式の雇用証明書 (本書) または雇用契約書 (写) で提出可 ●在学証明書 (本書) ※学生の場合のみ ●申請対象者に送金していることが確認できる振り込み明細書等の証明書 (写) 直近実績6か月分 ※申請時に6か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出 ※学生の場合は不要

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
子ども47	扶養異動 (離婚)	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者と申請対象者は別居している ・申請対象者は16歳以上 ・申請対象者は現在収入がない 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者認定申請書 ●被保険者と申請対象者の世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ●戸籍謄本（本書） ※3か月以内に交付されたもの ●所得証明書（本書）、非課税証明書（本書）等無収入であることが確認 ができる書類 ※学生の場合は不要 ●在学証明書（本書） ※学生の場合のみ ●申請対象者に送金していることが確認できる振り込み明細書等の証明書 （写）直近実績6か月分 ※申請時に6か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降 残月数分については後日提出 ※学生の場合は不要
子ども48	扶養異動 (離婚)	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者と申請対象者は別居している ・申請対象者は16歳未満 	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者と申請対象者の世帯全員の住民票（本書） ※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの ●戸籍謄本（本書） ※3か月以内に交付されたもの